

令和 8 年度 焼津市地域経済循環創造事業交付金に係る事業募集要領

1 目的

本市において、地域の金融機関等との連携の下、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業を行うために初期投資を行う民間事業者等に対し、国の地域経済循環創造事業交付金を活用して本市が支援することにより、地域経済循環の創造を図ることを目的とする。

2 募集事業の内容

(1) 概要

下記 4 により提案申込書の提出があった事業のうち、本市が総務省において交付決定を受けた上で、市長が別に定める要綱に基づき、交付金の交付を行うもの（以下「交付金事業」という。）を募集する。

(2) 募集事業

募集を行う事業は、次のいずれにも該当する持続可能な事業を行うために、事業者等が初期投資を行うものとする。

ア 本市、地域の金融機関等との連携を通じて、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。

イ 事業の実施により、本市の負担による直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。

ウ 他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。

エ 下記(3)に規定する交付対象経費のうち、事業者等が地域金融機関、日本政策金融公庫から受ける融資額、一般財団法人地域総合整備財団の支援を得た地方公共団体から受ける無利子の貸付額、地域活性化ファンドから受ける出資額又は民間クラウドファンディングにより調達された資金の額（以下「融資額等」という。）の総額が下記(4)に規定する交付金額と同額以上であり、当該融資は無担保(交付金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。)であり、かつ、経営者が事業者等の連帯保証人(経営者保証)となっていない融資であること。

(3) 交付対象経費

交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成 25 年 2 月 27 日付け総行政第 29 号総務大臣通知）による、本市に対する国の交付金の交付決定の日から同要綱第 14 条に規定する実績報告をした日までに要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	内容
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備及び構築物に係る設計、工事 監理、建築工事、修繕及び購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入及びリース・レンタルに係る経費（事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む。）
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入及びリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、事業者等と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、事業者等が直接行う調査研究に係る経費は除く。

ただし、表に規定する経費に該当するものであっても次のアからクまでに掲げるものは、原則として、交付の対象としない。

- ア 交付金事業の目的に合致しない経費及び交付金事業に直接使用したことが特定できない経費
- イ 他の事業と混同して使用した経費
- ウ 経済合理性を欠いた高額な取引により生じた経費又は選定理由を欠く随意契約等により生じた経費
- エ 単価 50 万円（税抜き額）以上の物件で、交付金事業者又は見積依頼先との間で資本関係のない 2 社以上から見積を徴することなく発注したものに係る経費
- オ 交付金事業者自身、交付金事業者と 100% 同一の資本に属するグループ企業又は交付金事業者の関係会社からの調達を行う場合（事業担当者が兼職又は兼業する機関から調達を行う場合を含む。）で、当該調達に要した価格につき、これらの者の収益となる額が控除されていない経費
- カ 支払の事実を証明することができる証拠書類等が整備されていない経費
- キ 手形取引又は手形払による経費
- ク その他適正な交付金事業の執行を確保するために国が本市に示した事項に照らし市長が不相当と認める経費

(4) 交付金額

交付金の額は、交付対象経費の合計額から融資額等及び事業者等の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

なお、交付金額の上限額は、以下のとおりとする。

- ア 融資額等が交付金額と同額以上 2 倍未満の額の場合 3,000 万円
- イ 融資額等が交付金額の 2 倍以上 3 倍未満の額の場合 4,000 万円
- ウ 融資額等が交付金額の 3 倍以上 4 倍未満の額の場合 5,000 万円
- エ 融資額等が交付金額の 4 倍以上の額の場合 5,500 万円

(5) 交付金事業の実施期間

原則として、国が本市に対し交付決定をした日から当該日が属する年度の2月末日までとする。ただし、提案申込書に記載の事業が当該期間内に完了させることが困難であると認められるものである場合で、本市が当該事業に対する交付金の交付につき必要な予算措置を講じたときは、この限りでない。

なお、この場合にあっても交付金事業の実施期間は、市が国から交付決定を受けた年度からその翌年度までとし、市から交付金事業者に対する交付金の交付は事業の進捗に応じ年度ごとに分割して行う。

3 申請者に係る要件

下記4により提案申込書を提出することができる者は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 本社又は事務所・事業所（工場を含む。）を焼津市内に有する者、又はこれらを設けようとする者であること。
- (2) 民間企業等であって、交付金事業を的確に遂行するに足りる能力（現金出納簿等の会計関係帳簿類や労働者名簿、賃金台帳等の労働関係帳簿が整備されていること。）を有する者であること。
- (3) 交付金の交付及びこれに関連し必要に応じて本市が行う次の審査・検査に応ずることができる者であること。
 - ア 交付金の額を確定するための審査に必要な書類の審査・検査
 - イ 交付金事業の施行箇所その他の交付金事業に関連する場所の実地の検査
- (4) 交付金の額を確定するために本市が行う審査のために必要な書類等を整備し、保管すること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けているものを除く。）でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (9) 金融機関の取引停止処分がなされている者でないこと。
- (10) 解散又は廃業した法人若しくは廃業した個人でないこと。
- (11) 事業の実施に必要な法律の許可及び登録等を有している者であること。
- (12) 事業の実施に必要な法律で定める資格を有する者を配置できる者であること。
- (13) 本募集要領に基づく申請の時点において、申請後に(11)・(12)の要件を満たしていないが、令和9年3月31日までにこれらを満たすことができる見込みのある者であること。

- (14) 焼津市競争入札参加資格停止措置要綱（平成 24 年焼津市告示第 30 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (15) 法人その他の団体にあつては、令和 5 年度から令和 7 年度分の固定資産税・軽自動車税につき滞納がないこと。法人住民税にあつては、提案書の提出日の直近に到来した事業年度の末日に係る事業年度分及び当該事業年度前の二期の事業年度分につき滞納がないこと。個人事業主にあつては、令和 5 年度から令和 7 年度分までの市税につき滞納がないこと。
- (16) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体若しくは役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

4 事業募集期限及び方法

(1) 募集期限

提案申込書の提出期限は、令和 8 年 4 月 30 日（木）とする。

(2) 提出書類及び部数

必要事項を記載した下記書類を 1 セットにして、7 部（正本 1 部、副本 6 部）及び提出書類の PDF データを提出すること。

ア 地域経済循環創造事業交付金に係る提案申込書（別記様式第 1 号）

イ 総務省が定める地域経済循環事業実施計画書（地域経済循環創造事業交付金交付要綱別記様式第 1 号）

ウ 収支計画の具体的な積算内容が分かる資料及び見積書（内訳が分かるもの）の写し

エ 工程表その他の交付金事業の完了までのスケジュールが分かる書類

オ 審査に関する書類（別記様式第 2 号）

カ 役員名簿

キ 法人その他の団体にあつては、商業登記簿謄本の写し及び定款の写し又はこれらに相当する書類の写し。個人事業主にあつては、税務署に提出した開業届の写しその他の事業者であることを証する書類

ク 法人その他の団体にあつては、提案申込書の提出の直近の過去 3 期分の決算書（決算書がない場合は、収支計算書、貸借対照表及び事業報告書又は団体の活動内容が分かる書類。）。個人事業主にあつては、令和 5 年から令和 7 年分の所得税確定申告書の写し

ケ 許可が必要な事業については、それを証明する書類の写し

ただし、3(13)の者にあつては、当該許可等を得る計画であることが分かる文書（許可等の種類・名称、当該許可等を得るために必要な手続の内容及び当該許可等を得る見込みの時期を記載したものに限る。）

コ 交付対象事業を令和9年2月末日までに完了させることが困難である場合にあっては、地域経済循環創造事業交付金 交付金申請調書（地域経済循環創造事業交付金交付要綱別記様式第1号 別紙1）

サ その他市長が必要と認める書類

(3) 提出先 住所：〒425-8502 静岡県焼津市本町2丁目16-32

焼津市役所行政経営部政策企画課

E-mail：kikaku@city.yaizu.lg.jp

(4) 提出方法

郵送（書留郵便による郵送に限る。提出期間内の消印有効とする。）又は持参により提出すること。なお、提出書類のPDFデータは電子メールで送付すること。

5 応募に関する留意点等

(1) 応募については1者につき1提案のみ受け付ける。

(2) 虚偽の記載をした提案申込書等は、無効とする。

(3) 提案申込書の提出日現在において上記3の要件を満たさない者、又は交付金事業者を選定するまでの間に上記3の要件を満たさなくなった者が提出した提案申込書等は、無効とする。

(4) 提案申込書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とし、提出された書類は、原則として返却しない。

(5) 応募に当たっては、実施する事業に関連する市の部局と事前に協議を行うこと。

(6) 募集事業の内容・規模等については、市と事業者の双方で確認の上、変更する場合があること。

(7) 提出があった書類のうち、不採択と決定した者から提出があったものについては、公開しない。

6 選考方法

(1) 市における確認

提出された提案申込書等により、必要に応じて書面審査又はヒアリングを行い、この募集要領に合致しているかの確認を行う。この確認を通過した提案を、市から国に提出する。

(2) 国における審査

国において、市の交付申請の内容の審査を行い、適当と認めるときは交付決定を行う。

(3) 市における措置及び交付要綱の通知等

国において交付決定を受けた事業については、本市の予算に基づき交付金の交付を行う。これに際し、本市は必要な予算措置を講じ、交付金交付要綱を定め、当該事業者に通知する。

7 本市が国に交付金交付申請を行う事業の選定

(1) 審査会の設置

本市の諸施策に照らし、本市が総務省所管の地域経済循環創造事業交付金の交付申請をするにふさわしい事業を選定するため、焼津市地域経済循環創造事業審査会(以下「審査会」という。)を設置する。また、審査会の会議は非公開で行う。

(2) 審査方法

ア 別表の基準をもって採点を行う。

イ 各委員の評価点の平均が上記基準の全ての項目において配点の6割以上となった事業について、本市が抱える地域課題や財政等の状況に鑑み、合議により申請事業を選定する。

(3) 選定結果の通知

選定を受けた全ての者に対して文書により通知する。

8 スケジュール

時期（予定）	内容
～4月30日	提出書類の受付期間
5月上旬	審査会の開催
5月上旬	選定結果を通知
5月下旬	本市から総務省へ申請
7月下旬	国から交付決定の可否通知
8月上旬	本市から事業者への交付金交付要綱の通知 並びに事業者から本市への交付申請
8月上旬	本市による事業者への交付決定の通知
本市からの交付決定通知後	交付金事業の着手
2月末まで	本市へ交付金事業に係る実績報告

9 失格

事業者が次のいずれかに該当すると本市が認めた場合は、失格とする。

(1) 提出書類に虚偽の内容の記載があった場合

(2) 選定の公平性を害する行為があった場合

(3) 事業の採否の働きかけを行う目的で、事業者等又はその関係者が直接又は間接に本市職員等と接触をもった場合

(4) 上記4で定める提出期限までに書類の提出がなかった場合

10 留意事項

- (1) 本市が採択し国に申請する事業に係る計画の内容は、原則として変更することができない。ただし、総務省及び本市との調整の中で、交付金交付の目的を達成する上で必要があると本市が認めたときは、この限りでない。
- (2) 提案申込書に記載した交付金の額は、本市による採択後は、原則として増額できないものとする。ただし、総務省及び本市との調整の中で、交付金交付の目的を達成する上で必要があると本市が認めたときは、この限りでない。
- (3) 提出に当たり、地域経済循環創造事業交付金交付要綱及び地域経済循環創造事業交付金に係る総務省ホームページ等を参照すること。

11 その他

- (1) 市からの交付金の交付は、国において交付決定がされた場合にのみ行う。また、本市の交付金額については、国から本市に通知があった「公費による交付額」を上限とすること。
- (2) 他の補助金等との併用はできないこと。
- (3) 本市への交付金の交付申請については、本市から通知する交付金交付要綱に基づき提案申込書の金額等を精査した上で行うこと。
- (4) 国から本市への交付決定通知後でなければ、交付金事業に着手(初期投資に関する着工・購買手続き等)することができないこと。
- (5) 交付金事業(初期投資に関する完工、納品等)は、原則として、令和9年2月末日までに完了させること。ただし、上記2(5)ただし書で定める場合は、この限りでない。
- (6) 交付対象経費として認められる事業の施行にあたっては、原則として競争入札によること。
- (7) 市から交付金事業者への交付金の支払については、地域金融機関との融資契約の締結が確実となったことを確認してから行うこと。
- (8) 事業終了後、速やかに、活動内容、成果等を記載した事業実績報告書を提出すること。

別表

NO	審査項目	評価の判断基準・着眼点	配点
1	事業の収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画に妥当性はあるか。 ・収支計画における公費の金額が上限金額を超えるものでないか。 	10
2	地域資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の名産品、特産品、地元名産の原材料等の地域資源を活用する事業であるか。 ※原材料を地域外から仕入れて製造した単なる加工品を地域資源とするもの、単に空き家、廃校を改修して活用するもの等ではないか。 	15
3	事業の実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容及び事業戦略は具体的かつ確実性があるか。 	10
4	雇用計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域人材の雇用計画及び育成計画に具体的かつ確実性があるか。 	10
5	公共的な地域課題の解決	<ul style="list-style-type: none"> ・地域経済の循環、関係人口の増加、耕作放棄地の活用、空き家・廃校の解消、国指定重要文化財の修復と活用、研修施設を整備し後継者を育成等、当市の地域課題の解決につながる事業であるか。 ・焼津市総合計画、その他の市計画に掲載されている課題等と合致するか。 ※単に空き家、廃校を改修して活用するものや、単なる施設整備や事業拡大など、地域への波及効果や課題解決効果が見受けられない事業ではないか。 	20
6	事業の新規性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者にとって新規ビジネスであるか。 ※単に生産量を増加させるもの、工場を増設するもの等の既存事業の拡大等ではないか。 	5
7	事業のモデル性	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で前例のない取組みであり、同様の地域課題を抱える他自治体のモデルとなり得る事業か。 ・市内の類似の事業との整理がついており、非競合性が確保できている事業であるか。 	15
8	リスクに対する回避策	<ul style="list-style-type: none"> ・事業に内在するリスクを認識しており、そのリスクに対する回避策があるか。 	5
9	事業の自立性	<ul style="list-style-type: none"> ・交付金事業の完了後、当市の地域課題の解決のため、自立して事業を実施していくことができるか。 	10
合計			100